２三教指第 25 号
令和２年４月３日

三鷹市立小・中学校の保護者　様

三鷹市教育委員会
教育長　貝ノ瀬　滋
三鷹中央学園三鷹市立第七小学校
校長　　中島　亮子

臨時休校の延長について

保護者の皆様におかれましては、児童・生徒の感染症対策等にご尽力いただきありがとうございます。

現在、都内の感染状況は増加傾向にあり、感染者の爆発的な増加が発生しかねない厳しい状況にあることから、イベントや週末の外出などの自粛が呼びかけられているところです。

三鷹市立学校におきましても、３月２日（月）から春季休業の期間までを臨時休校としてきましたが、こうした状況を踏まえて、児童・生徒の健康を第一に考え、下記のとおり臨時休校の期日を延長することといたしましたので、お知らせいたします。

記

１　臨時休校の延長期間

令和２年５月１０日（日）まで延長します。

２　分散登校日の設定

始業式を中止にした代替として、以下の日程で学年別等の分散登校日を設定します。

小学校：**４月７日（火）～４月１０日（金）のうち、各学年２回以上**

中学校：**４月８日（水）～４月１０日（金）のうち、各学年１回以上**

必要最小限の時間で、年度初めの教科書配布等必要事項の確認をします。なお、登校時間等の詳細については、各学校からお知らせします。

３　分散登校日における感染症対策

・１学級の人数を半数以下にして、必要事項の確認等を行います。そのため、担任以外の教員も担当します。
・近距離での会話や発生等をできるだけ避けるため、グループやペアによる活動等は行いません。
・児童・生徒が接触又は近距離での活動は行いません。
・複数の机を接続させることなく、一つひとつの机を独立して配置し、可能な限り間隔を空けます。また、児童・生徒が対面しないよう、同方向を向くようにします。
・換気のために窓を開けることから、寒さに対応できるような衣服で登校してください。

４　登校の判断について

（１）発熱等風邪の症状がみられる場合は、登校させず自宅で休養させてください。
（２）基礎疾患等がある児童・生徒がり患した場合は、重症化するリスクが高いため、主治医や学校医に相談の上、登校についてご家庭で判断してください。

（３）感染予防のため、登校することに不安がある場合は、家庭の判断で登校を見合わせてください。なお、上記の理由により登校しなかった場合は、「欠席」にはしません。

５　４月１３日（月）以降の対応について

（１）児童・生徒の見守りの視点から、学年ごとの登校日を設定するなど、児童・生徒の臨時休校中の状況を把握し、学習課題の提示や心のケアを行います。

（２）児童・生徒の居場所確保に向けた取組として、３月中の臨時休校中に実施した校庭利用等の実施、また、希望者を対象とした給食の提供を４月１５日（水）より開始いたします。

６　ご家庭でご協力いただきたいこと

（１）毎朝、検温と健康観察を行ってください。

（２）手洗いや咳エチケットを徹底してください。

（３）可能な限り、マスクを着用させてください。

（４）免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスのとれた食事を心がけてください。

（５）お子さんやご家族が新型コロナウィルス感染症にり患したり、濃厚接触者となったりした場合は、速やかに学校に連絡してください。

※この内容は現時点のものであり、市内における感染者の急増等状況の変化により、変更する場合があります。

【担当】
三鷹中央学園三鷹市立第七小学校
副校長　三橋　智子
電話　0422－44－5378
三鷹市教育委員会　指導課
電話　0422－45－1151